

まずはお電話でご相談ください。ご希望に応じて面接相談の予約をお取りします。

お電話の前にご確認ください！

事件・事故等の届出に関する相談や、「これは犯罪になるの？」などといったお問い合わせは、管轄の警察署にご相談ください。
児童虐待や行方不明、自傷他害のおそれがあるなど、緊急対応が必要な場合は、110番通報してください。
警察署などでの対応終了後に、公認心理師等による再発予防などについてのカウンセリングも可能です。どうぞご相談ください。

面接相談は少年サポートセンター（武蔵浦和駅前ラムザタワー3階）にお越しください。
保護者のみの対応も可能です。

必要により、少年の心理傾向を把握するための心理検査を行います。
心理検査の結果に基づいて、少年や保護者の方にアドバイスを行います。

心理検査は、少年の性格や考え方の癖、ストレスへの対処の仕方などを客観的に捉えることができます。
少年を知る一つの手がかりとして活用します。

少年や保護者の方のニーズを確認しながら、継続してカウンセリングを行います。少年の問題が解決し、落ち着いて生活を続けられるようになれば、カウンセリングは終結となります。
終結となった後で、新たな問題が生じてお困りの場合には、再度ご相談ください。

少年サポートセンターでは、さいたま少年鑑別所などの関係機関とも連携しながら少年、保護者の方をサポートしていきます。
一人で悩まず、ご相談ください。

